川越
市政だより
第四十三号　発行川越市役所　印刷所　六三四堂印刷株式会社

仕事は熱心
貯蓄は一心

手をとろう
隣村境もとろう

大東村川越市への合併
知事諮問を発す

川越市の合併問題について山田、芳野、名細、霞ケ関福原、高階、南古谷、古谷の八ケ村と川越市との合併についての知事諮問は前号でお知らせしました通り去る十月二十七日関係市村その他関係方面に発せられましたが、今回更に以上八ケ村に加えて大東村の合併についての知事諮問が発せられました。

即ちこれによつて隣村九ケ村と川越市の合併が話合いの段階に到達したわけで、十一月二十四日には川越市及び九ヶ村の各委員よりなる川越ブロック合併促進協議会が設置され、その第一回の会合を行い、更に十一月二十七日、十二月三日、十二月十三日と三回に亘り幹事会が開かれ九ヶ村と川越市との合併に関する協議が進んでいます。

これに対処して川越市では従来の川越市町村合併促進委員会を解消し、新しく川越市合併協議会を設置、従来の委員をそのまゝ委員として合併に関する調査審議に当つています。

また川越ブロック合併促進協議会の川越側委員十四名はこの協議会を母体として選出されたもので次の十四氏です。

川越ブロック
合併促進協議会委員

川越市長　伊藤泰吉
助役　荒井益美
収入役　新井長治
市議会議長　西川卯八
市議会副議長　川合喜一
川越農業委員会長　栗原平治
川越西部農業委員会長　小沢一作
〃　教育委員長　岸憲夫
〃　商工会議所会頭　伊藤長三郎
〃　市議会議員　飯野昌八
〃　大河内要三
〃　須永酉馬
〃　鹿倉忠雄
〃　石川梅

告示　第八十三号

昭和二十九年十一月二十四日埼玉県知事より地方自治法第八の二の規定により町村合併計画の策定について別紙の通り諮問があつたから町村合併促進法第十条第一項の規定に基き告示する

昭和二十九年十一月二十四日

川越市長　伊藤泰吉

二九地発第一五九一号

昭和二十九年十一月二十二日

埼玉県知事　大沢雄一

川越市長殿

地方自治法第八条の二第二項の規定による意見について

地方自治法第八条の二第一項の規定により入間郡大東村を廃し、その区域を川越市に編入する計画を定めたいので、同条、第二項の規定による貴市の御意見をお聴きしたい。

理由書

入間郡大東村は川越市に隣接し、交通、産業経済等すべて川越市と密接な関係にあり、町村規模合理化の見地から川越市に編入することが適当と認められる。

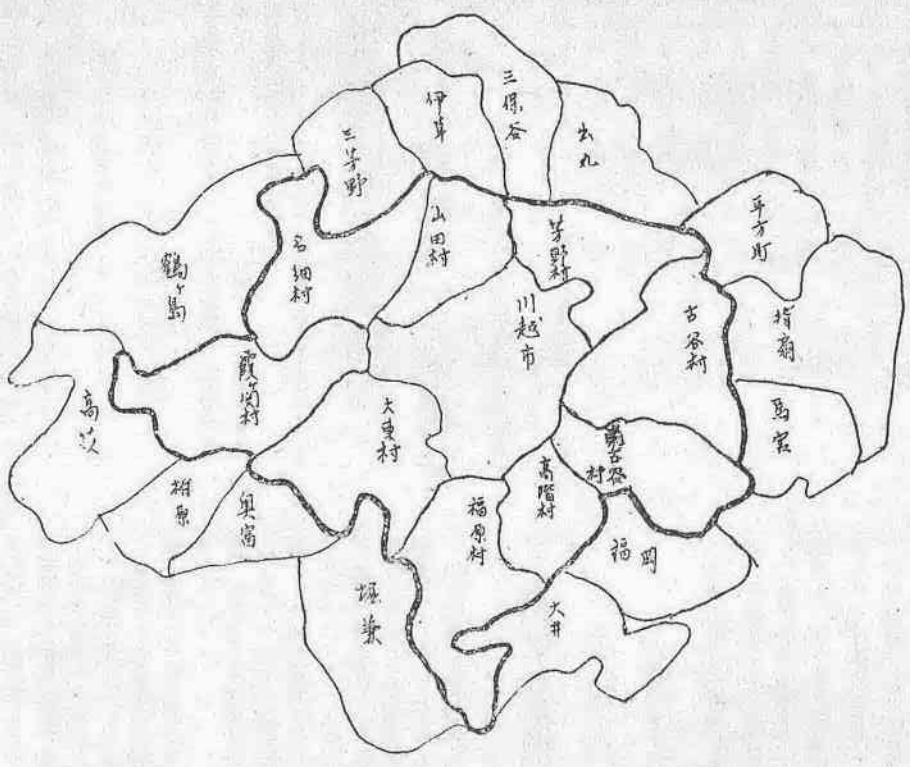

川越市及び九ケ村人口面積密度

	人口	面積	密度
芳野村	4,500人	10、2平方粁	441
古谷村	5、454	12、6	433
南古谷村	5、347	8、9	601
高階村	5、534	6、0	922
福原村	4、841	12、1	400
大東村	6、912	11、7	591
山田村	3、398	6、4	531
名細村	5、546	12、5	44
霞ケ関村	6、055	12、9	/
川越市	52、820	17、6	
合計	100、407	110、9	905

配給だより

このたび、お米の配給要綱の一部が十二月一日から改訂されました。その要点は左のようであります。

一、一般消費世帯及び生産世帯に対する配給基準量については現行どうりであります。

二、一般配給の受配期限については、いままでの配給月の翌月末日でありましたのに対し、今回この制度が廃止され、受配期限を配給月の末日とし配給事務の簡素化を計りました。

×　×　×

★年末のお米の配給について

一、一般配給については、例月どうり内地米一日、外米三日準内地米一日、外米三日分を配給いたします。

二、年始における食習慣を考慮し、本年も年末において、一月配給分より三日分のもち米と十二月配給分より二日分のもち米の合計五日分を先渡し配給することになりました

年末執務のお知らせ

配給係

配給係は例年のとおり本年も年末二十九日、三十日の二日間は左記のように執務して皆様の異動訂正を受け付けます。

十二月二十九日
午前九時より午後三時まで
十二月三十日
午前九時より午後三時まで

記

一、出張日時
毎月十日二十日三十日
午前九時より午後三時半まで
但し当日が休祭日の場合は翌日と致します。
当日が土曜日の場合は正午まで
十二月三十日は十二月二十七日に繰上げます

一、出張場所
菅原町第二保育所

毎月10・20・30日　第二保育所で
汲取券の取扱い

汲取券については汲取開始以来市役所のみで取扱つて居りましたが汲取家庭の御便宜を計るため今回左記により出張売捌きをすることゝ致しましたからお知らせ申上げます。

▼有権者及投票所開票所等に関する調（川越市選挙管理委員会）

種別 / 町名	登載数	前年に対増減	投票所	開票所
本町	三九一		第一（市役所）	第一（市役所） 三、二五九
南町	四四〇	一		
相生町	六六二	五		
銀冶町	二二二	五		
志義町	四六〇	五		
巌下町	二一〇			
石原町	八五五	一四		
三久保町	九八三	四七	第二（第一小校） 二、一四〇	
上松江町	三〇六	九		
久保町	六四六	三		
杉下町	二三五	八		
宮下町	一、一八三	七	第三（初雁中校） 二、九九九	第二（初雁中校） 五、〇四一
喜多町	二八二	一三		
志多町	三七一	三		
神明町	三六五	六		
宮元町	四六八	二		
多賀町	三四九	二	第四（第二小校） 二、〇四一	
江戸町	三六一	一〇		
高沢町	三一八	五		
郭町	一、〇四四	二		
中原町	一、四七六	二〇	第五（第三小校新校舎） 二、九三四	第三（市役所会議室） 五、六三
連雀町	一、一〇六	二		
橋町	二三二	二		
新田町	一、五七六	二六	第六（第三小校旧校舎） 二、六六九	
松江町	六九八	一四		
鷗部屋町	三二五	一七		
猪鼻町	一〇〇	四		
通町	一、六九	二五	第七（工業高校） 二、七一四	第四（第一中校） 六、九九四
仙波町	一〇〇五	八七		
小仙波町	一、三五五	一五	第八（第一中校） 二、六六〇	
西小仙波町	一、三二五	二七		
喜志町	七五四	三〇	第九（城南中校） 一、六二〇	
新宿町	八六六	一五〇		
脇田町	一、四六〇	一四	第一〇（保育所） 二、一四八	第五（女子高校） 二、一九三
菅原町	六八八	三		
六軒町	一、五四八	一六	第一一（女子高校） 二、一九三	
境町	六四五	三		
小室町	二八七	一	第一二（第五小校） 一、〇九五	
今成町	三七八	一四		
小ケ谷町	四三〇	一七		
脇田町	八二三	三	第一三（富士見中校） 二、三八四	第七（女子高校） 三〇、七三七
野田町	一、五六一	六一		
合計	三〇、七三七	四九九	三三五	三〇、七三七

前年に対し二七四増（昭和二年九月一五日現在基本選挙人名簿）

交通の一転機
東上線複線開通

沿線住民の待望久しかつた東上線志木川越市間複線工事も完成し十月二十九日から開通の運びに至り、これが開通祝賀式は東武鉄道株式会社と複線促進期成会共同主催で、十二月三日午前十時から県立川越女子高等学校で盛大に挙行されました。

当日は東京陸運局長、埼玉県知事始め朝野の名士並に複線促進期成会関係者など五十名の多数出席し東上業務局吉野庶務部長の開会の辞に始まり、複線促進期成会長伊藤市長の挨拶、秋葉東上業務局長の経過報告前局長井上常務の謝辞の後複線促進期成会関係者、工事請負関係者に対して根津社長より感謝状を贈呈し次いで東京陸運局長、埼玉県知事、衆議院議員松山義雄氏の祝辞を以て式を終り、祝宴に移り正午散会した。

複線促進期成会長である伊藤市長は大要次の通り挨拶しました。

『挨拶要旨』

本日茲に東上線志木川越市間複線開通の式を挙げるに際し多数来賓各位の御臨席をいただき複線促進期成会長として御挨拶の機会を得ました事は私の誠に喜びとする処であります。

惟うに地方の発展都市の隆盛は交通機関に惠まれるか否かによつて決せられるものである事は今更申上るまでもありません。

埼玉県の中でも東京都に近接して居りながら当地方の発展が比較的遅れて居りますのも交通の便に惠まれなかつたからに外なりません東武鉄道株式会社に於ては早くから当地方の開発に着眼せられ昭和十一年頃既にこの東上線を川越市まで複線化する計画を樹てられましたが時あたかも大東亜戦争に遭遇してこれが実現に至らなかつた事は誠に残念に堪えませんでした。

戦後東京都の人口は急激に増加し又各種産業の発達に伴い当地方よりの通勤者も激増し東上線の複線を要望する声は次第に高まつて参りました。この機運に端み昭和二十七年八月九日沿線市町村が相謀り東上線志木川越市間複線促進期成会を結成しこの複線促進を会社に懇請した次第であります

がその当時会社に於かれては日光線の複線化或は新車輛購入など各種の重要懸案事項があつたと承つて居りますが、それにも拘らず沿線の要望を容れて志木川越市間複線化を採り上げていただいた事は誠に感謝に堪えないところで御座います八月二十日には直に測量に着手せられ三億餘円の巨費を投じて二年二ヶ月の短期間にこの延長十三粁五の複線開通を見ました事は関係者一同この上も無い喜びであります。

この芽出度い開通の式に際り会社側の御英断と開通までに寄せられた各方面の御芳情に対し重ねて満腔の感謝を捧げて御挨拶と致します。

この間沿線各町村に於ては用地の買収、農地の潰廃手続を始め住宅、店舗の移転など並々ならぬ御尽力をいただいた事がこの開通を早めた基礎的原因であり又各種の許可認可の権限を有する監督官公庁の格別なる御配慮と、なお工事請負関係各社の昼夜を分かたぬ突貫工事の賜と存じましてこの機会に関係各位に対して深厚なる感謝の意を表する次第でございます。

沿線市町村に於てはこの度の複線化に寄せられた会社の御好意に対し沿線の地区整理などを行いまして住宅地化を図り地方開発に協力を惜しまない所存でありますので、今後とも何分の御指導と御鞭撻をお願い致します。

東京都の近郊で比較的開発の遅れて居りました当地方も複線の実現と車輛の増加に伴つてダイヤ改正の暁には一層時間的距離が短縮される訳で首都東京の中心地まで一時間足らずで達する当地方の発展は期して俟つべきものがあると存じます。

援けあおう
歳末愛の運動

今県内各方面団体の協力で『歳末援護愛の運動』が展開されて居ります。

乏しきを分ち愛の御協力をお願いいたします。

市役所生課では本月二十日までこの受付をいたしますが既に市内理容師組合からの半額華仕券の寄贈その他各方面からの同情が続々寄せられています。

御協力をお願いいたします

戦没者の遺家族、未引揚者や抑留者の留守家族、戦犯釈放者や中共、ソ連からの引揚者、戦傷病者や身体障害者、未亡人母子家庭や生活困窮家庭に愛の手をのべましよう。

狭い日本、苦るしいこの世の中を少しでも明るくするためにお互に分ち合い援けあう運動に協力いたしましよう。

市税の納入に
市民の御協力を

市役所では目下大童で滞納整理に努力中です。

苦るしい市財政の現状を御考えいたゞいて納税に御協力をお願いいたします。

市税はそのまゝ道路の修理や、教育の施設、その他直接市民生活の向上と利益をはかるための経費に充てられます。

我々の街を我々の手で良くするための税金です。

滞納があつたならすぐ納めて下さい。

それから煙草はなるべく市内で買つて下さい。

煙草消費税は市の収入です市財政に御協力を重ねてお願いいたします。

いよ〜〜火事の季節

市内の火災は年々ふえています。

火事は油断から発生することが多いようです。

お互に気を付けましよう。

川越市中央公民館
利用者一ヶ年集計

自昭和二十八年十月　至同二十九年九月

利用者別	回数	利用者数	使用料
市役所	二七		
市教委	三〇		
中央公民館	一四七		
各分館	七七		
社教団体	三〇		
学術団体	〇		
文化団体	五五		
産業団体	三九		
労働団体	一七		
社会事業団体	三		
学校団体	三		
その他	二九		
合計	四七七	一九、八七〇	四九、九〇〇円

一日平均利用回数　一、四回弱
月平均利用回数　三九回強
一日平均利用者数　五一人強
月平均利用者数　一、四八八人強
一回平均利用者数　三七人強

（備考）

一、右の中個人の利用者は含まない（例・図書室閲覧者・ホール利用者等）館庭の利用も含まない。

一、「中央公民館の回数」とは館内開催公民館自身の行事の意館外の分は含まない。

クリスマス・ツリー及び
門松の使用を自粛しましよう

我が国の森林は多年の過伐濫伐に加えて戦後の巨大な復興資材需要のため、近年頓に荒廃したために森林資源は次第に減少を来し、年々襲来する台風は国土に甚大な被害を与えています。

治山治水、国土緑化は今や国家百年の恒久施策でありその抜本的対策の確立を急ぐと共に可及的速かに森林の荒廃防止と資源の維持培養を図るよう努めねばなりません。

然るにこのような国土の現状に対し一方では資源の愛護という面の顧慮に欠けたクリスマス・ツリー並びに正月用門松の使用が次第に増加しており、関係識者の憂慮するところとなつておることは洵に遺憾に堪えない処であります。

大切な資源を無駄に使わず年末年始に当つては、よく国民各自が実状を認識し互にその使用を自粛し、または門松に代る新しい風習を身につけることが必要です

ついては本年よりこのクリスマス・ツリー並びに門松の自粛運動を展開いたしますから御協力をお願いいたします。

国土緑化促進委員会
全国知事会
全国都道府県議会議長
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会
主婦連合会

恩給と扶助料権者へ
これだけは届出
怠ると罰されます

恩給受給者、扶助料受給者は受給中左の各項に該当した場合は其の遺族又は縁故者より其の旨恩給局長へ届出をなすことゝなつているが今般恩給法の一部改正で其の届出を怠つた者には行政罰（罰金）が課せられることになつたので遅滞なく手続を履行するよう御注意いたします。

一、届出を必要とする場合

1　普通恩給権者等について

(イ)　死亡又は三年を越える懲役若くは禁こ等による失権

(ロ)　再就職国家公務員等による普通恩給の停止

(ハ)　三年以下の懲役又は禁こ等による停止

(ニ)　高額所得恩給外の所得年額四十六万円による普通恩給の一部停止

(ホ)　障害補償受給による増加恩給の停止

2　扶助料権者について

(イ)　死亡又は三年を越える懲役若くは禁こ等による失権

(ロ)　三年以下の懲役又は禁こ等による停止

(ハ)　婚姻等による失権扶養加給者の満二十才に達した場合も届けて下さい

届書は民生課に準備してあるから御利用下さい。

自衛隊三空陸海等士志願案内

一、志願資格

1　日本国籍を有し昭和三十年四月一日において満十五才以上十七才未満の男子で自衛隊に長期勤務の意志を有すること

2　中学校卒業者又は昭和三十年三月卒業見込の者であること

3　心身強健で身長152cm以上胸囲は身長の½以上　体重43kg以上　両眼の裸眼視力0.6（海士0.8）以上であること

二、採用人員

陸士要員約一四〇名（武器、通信、施設要員）
海士要員約一二〇名（通信及び水測要員）
空士要員約　五〇名（通信要員）

三、任用及び身分取扱

1　三等陸（海空）士に採用後おゝむね四箇年を経て三等陸（海空）曹に昇任することになつており、成績によつて更に幹部に昇任することもできる。

2　任用期間は定められていない。

四、志願受付期間

昭和二十九年十一月二十日から十二月二十日まで

五、志願手続

志願者は近くの自衛隊から志願票一通を受け取り、志願票に所定の記入事項を記載し中学校長の学業成績証明書（科目別評価、総合評価）とを添えて志願者の宛先を明記し十円切手をはつた封筒を同封し募集擔当部隊へ十二月二十日迄に必着する様に提出又は郵送すること。

六、試験

第一次試験（筆記試験）

中学校卒業程度の学力について、国語、数学社会、英語、理科の五科目（約二時間）

第二次試験（身体検査、人物考査）

第一次試験に合格した者につき行う。

七、募集擔当部隊

東京都練馬区北町　自衛隊練馬駐とん地部隊

八、その他

不明の点は募集擔当部隊又は近くの自衛隊に直接又は郵便（宛先明記の封筒に十円切手をはつたものを同封）で問合せること。

家屋を新築したときの
申告について

土地台帳家屋台帳法の施行細則の一部の改正が行われ九月一日から施行になりましたので、家屋を建築した場合次のような書類を提出することになりました。

一、家屋申告期間

新築した日から三十日以内

二、申告書類

1　家屋建築申告書
2　家屋平面図
3　家屋所在図
4　所有者であることを証明する書面（家屋竣工認可書等の書面の呈示又は寫の提出）

なお申告書用紙又は記入方法については市役所税務課固定資産税係及び登記所にお尋ね下さい。

固定資産の登録申告
忘れぬように

土地、家屋は皆さまの申告により固定資産として台帳に登録することになつております。

地目の変換、家屋の新築増、改築、滅失（なくなる）などその都度異動があつたときから一ヶ月以内に申告すべきことが法規に定められてあるのです。

ところが、これはなかなか実行されずそのため事務上いろいろの支障を来し特に皆さまが不動産の所有証明申請のときなど所有者に不利な場合も起ります。

申告手続きについては税務課でくわしく説明しますから是非実行されるよう希望いたします。

電話で火事の知らせ方

川越では一一九番ではありません

局番なしの「火災報知専用電話」です

火事の場合は受話器をはづしたら「火」といつて下さい。

局からすぐ消防署へつないでくれます。

消防署が出たら何町の何処々々の家とはつきりいつて下さい。

◉お知らせ

先月の十一月号は原稿が少いので休刊いたしました。

御諒承下さい。

係より